

和歌山県公安委員会表彰規程

(制定：平成17年9月1日 和歌山県公安委員会規程第7号)

和歌山県公安委員会表彰規程を次のように定める。

和歌山県公安委員会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県公安委員会（以下「委員会」という。）の行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種別)

第2条 委員会の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

(副賞)

第3条 前条の表彰には、副賞を付与することができる。

(表彰の対象)

第4条 表彰状は、警察職務の遂行に関し多大の功労があると認められる和歌山県警察職員又は和歌山県警察の部署に対して授与するものとする。

2 感謝状は、警察運営に関し多大な協力があると認められる和歌山県警察以外の個人又は団体に対して贈呈するものとする。

(表彰手続)

第5条 表彰は、委員会において審議の上、これを決定する。

2 前条に規定する表彰対象については、和歌山県警察本部長が推薦の手続を行うものとし、公安委員会表彰推薦書（別記様式第1号）に次の事項を記載して委員会に提出することによるものとする。

- (1) 表彰の種別
- (2) 功労の概要
- (3) 功労が内外に与えた影響
- (4) その他参考となる事項

(退職又は死亡時の表彰)

第6条 表彰を受けるべき者が表彰前に退職又は死亡したときは、退職前又は生前の日にさかのぼって表彰するものとする。

(記録)

第7条 委員会は、公安委員会表彰簿（別記様式第2号）を備え、表彰の状況を記録するものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会が行う表彰に関し必要な事項は、委員会において定める。

(別記様式省略)